

豊田市公告第182号

豊田市立高嶺こども園改築工事設計委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

平成29年4月4日

豊田市長 太田 稔彦



1 目的

(1) 事業の内容等

①事業の目的

現在の施設は築年代の異なる複数の園舎棟で構成されており、同じ学齢の保育室が別棟にあって動線が長く、園児の交流、職員同士の連携に支障を来している。また、一番古い園舎は昭和36年に建築され、築56年を経過しており、施設の老朽化も著しい。

施設定員については、現状220人、内0～2歳児の定員が34人であるが、毎年年度末時点では待機児童が発生している。高嶺こども園のある上郷地区のこども園においても毎年年度末では多数の待機児童が発生しており、当該地区における早急な待機児童対策が求められている。

このような現状を踏まえ、施設を建て替え、受入定員を拡大することで、適正な保育環境の確保及び上郷地区での待機児童の解消を図ることを目的とする。

②プロポーザルの実施目的

本事業は、既存園敷地の隣接地を新たに取得・造成し、既設園舎での保育を行いながら新園舎建設工事を行うものである。また、新たに取得・造成する敷地は、既設園舎及び住宅に隣接するとともに、南北に長い形状である。そのため、当該敷地条件等を適切に捉え、将来を見据えた安全かつ快適な保育環境の整備を行うとともに、工事中における保育環境の確保及び工事に伴う保育への影響の低減が求められる。

このことから本プロポーザルにおいては、整備完了後の保育環境のみならず、新園舎建設から既設園舎解体・外構工事完了までを一体的に捉え、確実な事業の実施を実現する知見・計画力・提案力を有する設計者を選定することを目的とする。

(2) 事業概要

豊田市立高嶺こども園改築事業における建築工事設計

①施設内容

ア 建物用途：児童福祉法に基づく保育所

A 必要機能

定員250人（内0～2歳児定員：50人）

B 必要諸室

保育室：10部屋、0～2歳児保育室（以下、乳児室）：3部屋、職員室、遊戯室、保健室、相談室、調理室（検収室、下処理室、配膳室、公務手控室含む）、便所 など

②施設構成

ア 建物規模は延べ面積約2,100㎡程度を想定。

イ 目標駐車場台数は129台（保護者送迎用+職員用）。

ウ 園庭面積は880㎡以上とし、屋外遊具を配置する。

エ 園庭又は園舎屋上に水遊び場を設置する。

③位置・敷地面積

豊田市和会町地内 約7, 145㎡

④条件

- ア 建設予定地は現在の高額こども園の園敷地と新たに造成する敷地を合わせた敷地とする。
- イ 工事期間中においては、上記敷地内で保育を継続して行うものとし、仮設園舎の建設は行わない。
- ウ 建設にかかる事業スケジュールは⑤のとおりとし、新園舎の全面供用開始は平成32年4月1日までにを行うものとする。

⑤事業スケジュール（案）

- ア 平成29年度 造成工事
- イ 平成29年度～平成30年度（7月） 基本本設計・実施設計
- ウ 平成30年度（1月）～平成32年度（2月） 建設工事、園舎解体・外構工事
※ウにおいては、既設園舎から新園舎への機能移転期間を含むものとする。
（参考）全面一括機能移転に必要な期間は、約3か月

⑥新園舎建設概算工事費（限度額（既設園舎解体、外構工事費を除く。））

771, 000千円（税抜）

※新園舎建設に伴い、既設園舎改修を伴う場合は、当該改修費を含む。

2 契約の概要

- (1) 業務名 豊田市立高額こども園改築工事設計委託
- (2) 業務内容 別紙「豊田市建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から平成30年7月31日まで

3 提案限度額（設計業務費）

50, 272, 920円（税込）※解体設計費を除く

※上記業務費には、新園舎建設に伴い既設園舎改修を伴う場合の当該改修設計費及び外構工事設計費を含む。

4 参加資格要件

- (1) 参加資格要件は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - ③参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
 - ④参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
 - ⑤建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者
 - ⑥以下の技術者の配置要件を満たすこと。
 - ア 管理技術者、主任技術者（意匠担当）、構造担当者、設備担当者及び積算担当者（以下、「技術者

等」という。)を配置すること。ただし、技術者等は、別紙「豊田市建築設計業務委託特記仕様書(案)」に規定する資格要件を満たすこと。

イ 管理技術者と主任技術者(意匠担当)は兼任しないこと。

ウ 委託期間内に当該建築物の設計完了が可能な体制にあり、提出図書に記載された技術者等が業務の担当をすること。

(2) 協力者(個人又は下請者に所属する者)を加える場合は、次のとおりとする。

① (1)の条件を満たす参加者は、本業務に関して専門分野の協力者を加えることができる。

② 管理技術者・主任技術者(意匠担当)については、再委託することができない。

③ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先が(1)①~⑤の要件を満たすこと。

④ 協力者及びその者の所属する事務所は、プロポーザル参加者として参加することはできない。

⑤ 協力者の重複参加は不可とする。

5 選考方法等

(1) 全体スケジュール

- 4月 3日(月) 業者選定審査会による方式の決定
- 4月 4日(火) 事業実施の公告、公表、公募の開始
- 4月14日(金) 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 4月18日(火) 参加資格確認通知書の送付・質問の回答期限
- 4月21日(金) 1次審査書類の提出期限
- 4月24日(月)~4月27日(木) 1次審査(書類審査)
- 4月28日(金) 1次審査結果の通知
- 5月18日(木) 2次審査書類の提出期限
- 5月25日(木) 2次審査(ヒアリング)
- 6月19日(月) 業者選定審査会による業者の決定
- 6月20日(火) 選考結果の通知
- 6月28日(水) 見積徴収及び契約締結

(2) 選考方法

① 審査は、1次審査(書類選考)と2次審査(ヒアリング)を行う。

② 審査は、参加者の提案内容、実績、経験、技術力、積極性等を総合的に評価する。

③ 契約の相手方の特定については、次による。

1次審査の結果を基に、2次審査の対象者を最大5者に選定する。

その後、2次審査を行い、1次審査及び2次審査での合計点数の一番高い者を契約の相手方として特定する。

④ ③において、合計点数の一番高い者が複数あった場合は、見積金額が安価な者を契約の相手方に特定する。

⑤ 選考結果については、参加者全員に通知するとともに本市のホームページにおいて公表する。

(3) 1次審査(書類選考)

① 選考委員が、採点表(その1)及び採点表(その2)に従い採点する。

② 1次審査の結果は、参加者全員に通知する。

③ 1次審査通過者に対し、2次審査の指定時間等詳細をプロポーザル事務局から通知する。

(4) 2次審査（ヒアリング）

- ①日 時：平成29年5月25日(木) 午後2時から午後5時までのうち指定する25分間
- ②場 所：豊田市役所本庁舎 ※詳細は別途通知
- ③実施方法：
 - ア 提出された提案書等に基づき1者25分（発表15分+質疑応答10分）のヒアリングを行う。ヒアリングの内容を踏まえて選考委員が採点表（その3）に従い採点する。
 - イ 説明に際しては、提出図書のみを使用することとし、図書の変更、追加資料等は受理しない。また、パワーポイントは使用可能とするが提案書に記載のない情報及び画像の使用は、一切認めない。なお、希望者は、スクリーンのみ事務局が準備する。
 - ウ ヒアリングには、管理技術者及び主任技術者（意匠担当）は必ず出席するものとし、参加できる人数は4名までとする。
 - エ ヒアリングに出席しない場合や、指定した時間に不在の場合は、原則辞退があったものとみなす。
 - オ 説明については主任技術者（意匠担当）が行うものとする。

6 選考委員

- 委員長 子ども部 副部長
- 委員 学識経験者 加茂 紀和子（名古屋工業大学教授）
- 学識経験者 竹下 純治（豊田工業高等専門学校准教授）
- 子ども部 保育課長
- 都市整備部 公共建築課長

7 参加者の手続等

(1) 参加表明

- ①提出書類：別添の作成要領に従い、参加表明書（様式1）を提出する。
 - なお、公告日において、平成28・29年度の豊田市競争入札参加資格を有しない者については、以下の書類を必ず提出のこと。提出されない場合は失格とする。書類は公告日においては発行日より3か月以内のものとする。（鮮明であれば写し可。）
 - ア 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
 - イ 納税証明書（国税）（未納の税額がないことの証明）
 - ウ 納税証明書（愛知県税）（未納の税額がないことの証明）
 - エ 納税証明書（豊田市税）（未納の税額がないことの証明）
 - ※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」（様式2）を提出すること。
- ②提出期限：平成29年4月14日（金）午後5時
- ③提出場所：プロポーザル事務局
- ④提出方法：郵送（提出期限消印有効）又は持参で提出すること。
- ⑤その他：ア 4の資格要件について、資格要件が確認できる書類を添付すること。
 - イ 参加資格確認結果は、参加資格確認後、参加表明書提出者へ通知する。

(2) 質疑

①受付期限：平成29年4月14日（金）午後5時

②質問方法：プロポーザル事務局宛てにメールにて質疑書（様式任意）を送付。

質疑書には、会社名、担当者名及び連絡先を記入するものとし、メールの件名は「高嶺こども園改築設計者選定プロポーザル（質疑）」とすること。

③回 答：本市ホームページにおいて掲載。

なお、回答については、(1)に基づく参加表明書提出者の質疑に対してのみ回答する。

(3) 1次審査書類の提出書類

①提出部数：正本1部、副本10部

②提出書類：別添の作成要領に従い、以下の書類を提出する。

ア 会社概要及び業務実績（様式3）

イ 協力者の名称等（様式4）

ウ 業務実施体制（様式5）

エ 業務組織体制（業務遂行能力等）（様式6）

オ 管理技術者の経歴等（様式7）

カ 主任技術者（意匠担当）の経歴等（その①）（様式8）

キ 主任技術者（意匠担当）の経歴等（その②）（様式9）

ク 構造担当者の経歴等（その①）（様式10）

ケ 構造担当者の経歴等（その②）（様式11）

コ 設備担当者の経歴等（様式12）

サ 積算担当の会社概要及び業務実績等（様式13）

シ 建設コスト管理の考え方に対する提案（様式14）

ス 過去設計実績（代表的な類似施設の設計実績）（様式15）

セ 見積書（様式自由/A4サイズ）

③提出期限：平成29年4月21日（金）午後5時

④提出方法：郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。

ア 郵送の場合

封筒等の表面に「豊田市立高嶺こども園改築工事設計委託プロポーザル提出書類在中」と明記すること。

イ 持参の場合

提出期間内（土、日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（4月21日（金）については、午後5時まで）に⑤提出先に提出すること。

⑤提出先：プロポーザル事務局

(4) 2次審査書類の提出書類

①提出部数：正本1部、副本10部

②提出書類：別添の作成要領に従い、「親しみやすく利用しやすい施設づくりに対する提案（様式16）」を提出する。

③提出期間：平成29年5月1日（月）から5月18日（木）午後5時まで

④提出方法：郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。

ア 郵送の場合

封筒等の表面に「豊田市立高嶺こども園改築工事設計委託プロポーザル提出書類在

中」と明記すること。

イ 持参の場合

提出期間内（土、日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（5月18日（木）については、午後5時まで）に⑤提出先に提出すること。

⑤提出先：プロポーザル事務局

(5) プロポーザル事務局（提出・問合せ等）

豊田市役所 子ども部保育課 プロポーザル事務局（東庁舎2階）

担当：施設担当 岡田

住所：〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

電話：(0565) 34-6809

FAX：(0565) 32-2088

メール：hoiku@city.toyota.aichi.jp

8 著作権、意匠及び提出書類の取扱い

(1) 著作権等

①提出図書に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属するものとする。

②契約締結先の提出図書に係る著作権は、豊田市に帰属するものとする。

③提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した提出者に全て帰属するものとする。

④審査における提出物の著作権に関する第三者との紛争において、市が損害賠償等の責任を負った場合には、当該損害賠償等で支払った額に相当する額を当該提案者は市に対し賠償することとする。

(2) 提出図書の使用及び取扱い

①市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及び本業務において市が必要と認めるときに、提出図書を無償で提案者に承諾なく使用し、又は第三者に使用を許可することができる。

②市は、提出図書の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することができる。

③市は、設計者選定後、選定された設計者の提出図書に拘束を受けないものとする。

9 その他

(1) 本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により「豊田市立高嶺こども園改築工事設計委託」に関して随意契約を締結する。

(2) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(3) 選考委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者は失格になることがある。

(4) 同一の参加者が複数の提出図書を提出することはできない。

(5) 提出図書の作成及び提出並びにヒアリングの参加に関する費用は、参加者の負担とする。

(6) 提出図書に対しての参加者への報償は一切ない。

(7) 提出期限までに提出がない者の提出図書は、無効とする。

(8) 提出期限以降における提出図書の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。また、提出図書に起債した配置予定の管理技術者、主任技術者（意匠担当）、構造担当者、設備担当者及び積算担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更できない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、市の承認を要する。